

## 正社員に、とお考えのパート従業員様がいらっしゃるときは

## お得な助成金のご案内

### ◆従業員様のモチベーションアップ・業績向上に！

パートタイマーや、有期契約労働者の雇用管理の改善を図るための助成金：2種類を、ご活用下さい◆

#### <正社員化>

- ①パートタイム労働者か、有期契約労働者を正社員に転換
- ②正社員へ転換から6ヶ月経過日から、3ヶ月以内に支給申請
- ③助成金額

中小企業 40万円      大企業 30万円

- ④2年以内に、さらに、他の対象者を、正社員に転換  
2人目~10人目まで、1人につき

中小企業 20万円      大企業 15万円

#### 【注意事項】

- ①正社員転換日、及び支給申請日において、支給対象者のほかにも正社員がいることが、必要です。
- ②ここで言う、パートタイム労働者とは、通常の正社員の労働時間より、所定労働時間が短いことが必要です。  
逆に、有期契約労働者の場合は、通常の正社員と同等の所定労働時間で勤務していても、有期 → 無期契約者（正社員）への転換で、支給対象となります。

#### <健康診断制度>

- ①パートタイム労働者か、有期契約労働者の、4人以上に健康診断を実施
- ②4人目受診後、6ヶ月以上経過日から、3ヶ月以内に支給申請
- ③助成額

中小企業 40万円      大企業 30万円      (← 申請は、1回限りです。)

#### 【注意事項】

- 1週30時間以上勤務のパートタイマーには、もともと労働安全衛生法で健康診断の実施が義務付けられている為、助成金の支給対象とはなりません。  
よって、1週30時間未満勤務のパートタイマー、または、1年以上雇用予定のない有期契約労働者が、対象となります。

なお、両制度とも、実施（正社員に転換、健康診断を1人目に実施）前に、各制度内容を「就業規則」に規程、および労働基準監督署に届け出ることが必要です。